

ご相談・ご利用ください！ 養育費確保支援事業補助金

養育費は、子どもを養育するための費用であるとともに、離れた親から子供への応援でもあることから子どもに心理的安定をもたらします。府中市では、養育費の確保に係る手続に必要な費用の一部を補助することで、子どもの安定した養育環境の確保を支援しています。また、離婚前にできる課題整理についてご相談にのるとともに、必要な関係機関を紹介します。

■ 補助の内容

① 公正証書等作成費用（上限4万3千円）

- ・ 公証人手数料令に定める公証人が受ける手数料
- ・ 家庭裁判所の調停または審判の申立てに要する費用
- ・ 家庭裁判所の調停または審判の申立ての際に提出する戸籍謄本等の取得費用、収入印紙代、連絡用郵便切手代

② 養育費保証契約締結費用（上限5万円）

- ・ 養育費の立替払いを行う保証会社等と保証契約（保証期間が1年以上のもの）をする際に支払う初回の保証料

③ 裁判外紛争解決手続（ADR）利用費用（上限5万円）

- ・ ADRに係る申立てに要する手数料
- ・ 第1回の期日に要する手数料

※いずれも養育費の取決めに關するもので、申請者が負担した費用に限る

■ 対象者

次のすべてに該当する市民の方

① 公正証書等作成費用の場合

- ・ ひとり親家庭の母または父
- ・ 養育費の取決めに係る費用を負担していること

② 養育費保証契約締結費用の場合

- ・ ひとり親家庭の母または父
- ・ 養育費の取決めに係る公正証書等の債務名義を有していること
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること

③ 裁判外紛争解決手続（ADR）利用費用の場合

- ・ ひとり親家庭の母または父、および離婚をしようとしている父母
- ・ ADRの申し立て等に係る費用を負担していること

※養育費の取り決めの対象となる20歳未満の子を養育していること

※過去に同一の子を対象に、この補助金が交付されていないこと

■ 申請方法

- ・ 書類を揃えて子育て応援課へ申請をします
- ・ 申請は作成日(締結日)等から6か月以内です
- ・ 申請の際はご予約の上、必ず申請者本人がご来庁下さい

～養育費の相談について～

相手が話し合いに応じてくれない、夫婦の力関係が偏っている場合等、ひとりで悩まずに専門機関にご相談ください。

■ 東京都ひとり親家庭支援センターはあと多摩

☎ 042-506-1182

(月・水・木・土日祝 9:00～17:30

火・金 9:00～19:30)

■ 養育費等相談支援センター

☎ 03-3980-4108

(月・火・木・金 10:00～20:00

水 12:00～22:00

土・祝日 10:00～18:00)

■ 申請に必要な書類

- ・ 補助対象となる経費の領収書の原本（申請者が負担したものに限り）
- ・ 申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 印鑑と振込先口座が分かるもの

【①の場合】養育費の取り決めをした文書（債務名義化した文書）の正本

【②の場合】保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間が1年以上のもの）の正本

【③の場合】ADRで養育費を取り決めた文書または合意できなかったことがわかる資料

問合せ・申請先：府中市子育て応援課 母子・父子自立支援担当

☎ 042-335-4240

(令和8年2月改訂)